

第 1 章 総 則

第 1 節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、夕張市防災会議が作成する計画であり、夕張市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当り、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本市防災の万全を期することを目的とする。

1. 夕張市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、市内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱。
2. 災害が発生し又は発生するおそれがある場合における必要な防災の組織に関すること。
3. 気象、水象、地象等による災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
4. 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害対策に関すること。
5. 災害復旧に関すること。
6. 防災訓練に関すること。
7. 防災思想の普及に関すること。

第 2 節 用 語

この計画において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

| | |
|-------|---------------------------|
| 基本法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） |
| 救助法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| 市防災会議 | 夕張市防災会議 |
| 道防災会議 | 北海道防災会議 |
| 本部（長） | 夕張市災害対策本部（長） |
| 市計画 | 夕張市地域防災計画 |
| 道計画 | 北海道地域防災計画 |
| 災害 | 災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害 |

第 3 節 計画の修正要領

夕張市防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき

- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他市防災会議会長が必要と認めたとき

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、北海道知事との協議を要せず、市防災会議の決定により行うこととし、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第 4 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

夕張市防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の、防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1. 指定地方行政機関

(1) 北海道開発局札幌開発建設部岩見沢道路事務所

- ア 国道 274 号並びに国道 452 号の維持管理及び災害復旧を行うこと。
- イ 災害時における所轄国道の交通確保を行うこと。

(2) 北海道開発局札幌開発建設部 夕張川ダム総合管理事務所

- ア ダム操作規程に基づき、ダム施設の予備警戒及び非常警戒を行うこと。
- イ ダム放流に関し、関係機関と連絡調整を図ること。

(3) 空知森林管理署

- ア 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を行うこと。
- イ 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。
- ウ 災害時において市の要請があった場合、可能な範囲において緊急復旧材の供給を行うこと。

2. 北海道出先機関

(1) 空知総合振興局地域政策部地域政策課

- ア 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。
- イ 防災に関する組織の整備を図り、災害予防措置を講ずること。
- ウ 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。
- エ 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を助け、総合調整を図ること。
- オ 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
- カ 災害救助法に関すること。
- キ 災害時における各種情報の収集、整理及び伝達に関すること。

(2) 空知総合振興局保健環境部由仁地域保健支所

- ア 医療施設及び衛生施設の被害報告を行うこと。
- イ 災害時における医療救護活動を推進すること。
- ウ 災害時における防疫活動を行うこと。

- エ 災害時における給水・清掃等、環境衛生活動を推進すること。
- オ 医療防疫薬剤の確保及び供給に対する協力を行うこと。
- (3) 北海道企業局夕張川発電管理事務所
 - ア 清水沢ダム操作規程に基づき、予備警戒及び非常警戒を行うこと。
 - イ ダム放流に関し、関係機関と連絡調整を図ること。
 - ウ 沼ノ沢取水堰管理規程に基づき、洪水警戒を行うこと。
 - エ 取水堰放流に関し、関係機関と連絡調整を図ること。
- (4) 空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所
 - ア 所轄道路・河川の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
 - イ 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。
 - ウ 水防技術の指導に関すること。
- 3 夕張警察署
 - ア 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集並びに広報活動の実施に関すること。
 - イ 災害時において、住民の避難誘導及び被災者の救出救護並びに緊急交通路の確保に関すること。
 - ウ 犯罪の予防、取締り等に関すること。
 - エ 防災機関が実施する水防及び災害復旧活動に対する協力を行うこと。
- 4. 夕張市消防本部（署・団）
 - ア 市防災会議に関する事務を行うこと。
 - イ 市災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。
 - ウ 消防活動・水防活動を行うこと。
 - エ その他災害時における救助活動を行うこと。
 - オ 防災に関する組織の整備、資材の備蓄その他災害予防応急対策の総合調整を行うこと。
- 5. 夕張市
 - ア 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
 - イ 災害情報の収集、伝達に関すること。
- 6. 夕張市教育委員会
 - ア 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。
 - イ 教育委員会所管施設の被害調査及び報告に関すること。
 - ウ 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。
- 7. 指定公共機関
 - (1) 北海道旅客鉄道（株）追分工務所追分管理室
 - ア 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。
 - イ 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者輸送等につき、関係機関の支援を行うこと。
 - (2) 東日本電信電話（株）北海道支店
（委任機関～株式会社N T T東日本—北海道岩見沢支店）
 - ア 気象官署からの警報を市に伝達すること。
 - イ 非常及び緊急通話の取扱いを行うほか、電話の利用制限を実施し重要通信を確保すること。

- (3) 郵便事業株式会社夕張郵便局
 - ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。
 - イ 郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに関する非常措置を行うこと。
 - ウ 夕張市との相互協力に関する協定書に基づく事項。
- (4) 日本赤十字社北海道支部夕張市地区
 - ア 災害義援金品の募集を行うこと。
- (5) 北海道電力(株)栗山営業所
 - ア 災害時における電力の円滑な供給を行うこと。
- 8 指定地方公共機関
 - (1) 夕張土地改良区
 - ア 溜池及び用排水の防災管理を行うこと。
 - (2) 夕張市医師会
 - ア 災害時における医療関係機関との連絡調整及び応急医療、助産、その他救助の実施に関すること。
- 9. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 夕張鉄道株式会社
 - ア 災害時における市内バスの安全輸送を行うこと。
 - イ 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送につき、関係機関の支援を行うこと。
 - (2) 夕張市農業協同組合
 - ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
 - イ 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。
 - (3) 夕張商工会議所
 - ア 災害時における物価の安定及び救援物資の確保について協力すること。
 - (4) 診療所、医院
 - ア 災害時において医療防疫対策に協力すること。
 - (5) 一般運送業者
 - ア 災害時における救護物資の緊急輸送等につき、関係機関の支援を行うこと。
 - (6) 危険物関係施設の管理者
 - ア 施設内の災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。

第 5 節 市民及び事業所の基本的責務

市民及び事業所は、「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを常に心がけ、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、防災関係機関が行う活動に協力し、近隣の負傷者、高齢者、幼児などの避難行動要支援者を助け、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

第 1 市民の責務

市民は、「災害は、思わぬ時にやってくる」という心構えを常に持ち、非常持ち出し品の用意や避難場所の確認など、災害に対する備えを心がけるものとする。

1. 平常時の備え

- (1) 家庭で防災について話し合い、災害が起きたときの役割分担を決めるなど、安全対策を図る。
- (2) 家具などの転倒や落下を防ぐ方法を検討し、家の中に安全な空間を確保する。
- (3) 家の内外を点検し、危険箇所を改善する。
- (4) 災害時に備え、食糧・水・その他生活必需品の備蓄に努めるとともに、非常持出品の内容を点検する。
- (5) 災害時の連絡方法や避難場所を確かめておく。

2. 災害発生時の対策

- (1) わが身の安全を確保する。
- (2) 調理器具や暖房器具の火を確実に消す。
- (3) 隣近所にも協力を求め、初期消火に努める。
- (4) お年寄りや身体の不自由な人、けが人などに声をかけ、応急救護を行う。
- (5) 指定された避難所に避難し、荷物は最小限にする。
- (6) 防災関係機関の行う防災活動及び災害復旧活動に協力する。
- (7) 正しい情報をつかみ、噂やデマに振り回されない。

第2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成など防災体制を整備する。
- (2) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災に関する知識の普及を図る。
- (3) 防災用資器材の備蓄・管理や飲料水、食糧、生活必需品の備蓄整備に努める。

2 災害発生時の対応

- (1) 事業所の被災状況や正確な情報の収集伝達。
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供や避難誘導。
- (3) 施設利用者及び従業員の救助・救護。
- (4) 初期消火活動等の応急対策。
- (5) ボランティア活動への支援等。

第3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市との連携に努めるものとする。

3 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。

第 6 節 夕張市の地勢と災害の概要

第 1 夕張市の地勢の概要

北海道のほぼ中央、空知地方の南部に位置し、札幌市・千歳空港・苫小牧市から概ね 60 km の圏内にある。

面積は 763.07 平方キロメートルで、その内 91% は林野で占められ、このうち 90% は国有林である。

平均標高 230 m の丘陵傾斜地となっており、夕張山地に源を発する夕張川及びその支流が市内のほぼ中央を貫流し、流域に沿って Y 字型に集落が形成されている。

地形的な影響から四季及び昼夜の気温の変化が著しく、風は周囲の山々に遮られて弱い、雨量・降雪量とも平均多量である。異常降雨時には、短時間のうちに河川及び沢水が溢水することによる被害が少ない地勢下にある。

第 2 災害の記録

本市の過去における災害の主なものは、主要産業であった炭鉱のガス爆発による災害及び特殊な都市形態に起因するところの火災であるが、炭坑が皆無となって以降は、豪雨時における河川の増水・はん濫による水害の発生が主たるものとなっている。過去の主な災害発生記録は、資料第 1 のとおり。